

令和2年9月24日

利用者ご家族様

社会福祉法人萩市社会福祉事業団
理事長 國吉宏和

ご家族の帰省、県外への往来などによるデイサービス利用の制限の
一部緩和について（お知らせ）

現在、新型コロナ感染拡大防止の観点から、直近1週間の新規感染者数が10万人当たり0.5人以上の都道府県（以下「0.5人以上の都道府県」という）からの帰省や同居家族などの当該地域への往来があった場合は、デイサービスの利用を2週間中止させて頂くこととしています。

ただし、10月1日から、十分な感染対策がされていると確認できる場合は、継続してデイサービスをご利用頂けることとします。

については、「0.5人以上の都道府県」からの帰省、往来がある場合は、事前に電話で連絡頂きますようお願いいたします。（帰省の場合は、緊急時を除き2週間前まで）

その上で、再度、帰萩時（または帰萩時直前）に電話にてご連絡頂き、感染防止対策の状況などを確認し、サービスの継続利用の判断させて頂きます。利用可能となった場合は、感染防止対策確認票・健康観察票をデイサービス利用時に提出してください。

- 1 「0.5人以上の都道府県」からご家族が帰省される場合
感染防止対策確認票（県外から帰省）[様式1]と帰省前2週間の健康観察票[様式3]の記録をお願いします。
- 2 「0.5人以上の都道府県」へ利用者本人または同居のご家族が往来される場合
感染防止対策確認票（県外へ往来・県外への帰省）[様式2]と往来期間中の健康観察票[様式3]の記録をお願いします。

※ 山口県内及び0.5人未満の都道府県からの帰省（往来）については、これまで同様、利用制限はありません。

新型コロナウイルスの特徴として、感染しても自覚症状が無い、又は症状が軽いまま他者に感染させてしまう場合があります。

緊急事態宣言は解除されていますが、現在も感染が継続して確認されている地域もあることから、このような地域から帰省されたご家族様から、知らないまま利用者様へ、その利用者様が通われる萩市内デイサービスなどで他の複数の利用者様へ集団感染という最悪の状況となる可能性を少しでも軽減したいと考えています。